

調整給付金(不足額給付分) 申請書

不足額給付とは、当初調整給付(※)の算定に際し、令和6年分推計所得税額を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税および定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方に対して、その差額を支給する制度です。または、本人および扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方に対して、支給する制度です。

※当初調整給付とは、令和6年度に実施する所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられない(定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回る)方に対し、当該上回る額の合計額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

柏崎市
(令和7年度個人住民税の課税市区町村)

柏崎
市長殿

申請書の提出期限
令和7年10月17日(金)

柏崎市
受付印

※本様式は、調整給付金(不足額給付分)の支給対象となりうる方で、申請の必要な方が使用するものです。
支給確認書が届いた場合は、本様式を使用しないでください。

※本様式を提出いただいた場合、柏崎市において調整給付金(不足額給付分)支給要件に該当するか審査の上、記入いただいた現住所に支給確認書を送付します。給付金の受給には、手続きが必要です。

【本様式での申請が必要な方】

●令和6年中に他の市区町村や海外から柏崎市に転入され、令和7年1月1日時点で住民登録のあった方で、下記の支給要件に該当する方が対象となります。具体的には以下の方が該当する可能性があります。

・令和6年所得税額が令和5年所得税額より小さかった方(例: 令和6年所得が、令和5年所得よりも小さかった方)

・令和6年中に扶養親族が増えた方(例: お子さまが出生された方)

もしくは

●令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税額がいずれも0円の方、かつ、令和6年分の非課税世帯(又は均等割のみ世帯)向け給付を、世帯主又は世帯員として受給していない方であって、

・青色事業専従者 または 事業専従者の方

・合計所得金額が48万円超である方

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

① 下記の支給要件のいずれかに該当する場合、柏崎市が支給額を算定します。算定の結果、0円となった場合には不受理決定通知を送付します。

不足額給付分Ⅰ型

【支給要件】

I + II (合計額に対し、1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。) - III > 0となる納税義務者

I 所得税分の所要額: 3万円 × 減税対象人数(※1) - 令和6年分所得税額

※1 納税義務者本人 + 令和6年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)

II 個人住民税所得割分の所要額: 1万円 × 減税対象人数(※2) - 令和6年度分個人住民税所得割額

※2 納税義務者本人 + 令和5年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)

III 調整給付金(当初給付分)の額(※3)

※3 令和6年度支給分

不足額給付分Ⅱ型

【支給要件】

以下のいずれかの条件を満たすこと

・令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の支給対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった

・地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった

- ② 調整給付金(不足額給付分)の支給要件の該当性等を審査するため、柏崎市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④ 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。
- ⑤ 不足額給付Ⅱ型に該当する可能性がある場合、基準日時点(令和7(2025)年6月2日)において、自分は令和6年度住民税の扶養控除の対象ではありません。

裏面も必ずご確認ください

申請者

※令和6(2024)年1月1日時点の住所も忘れずにご記入ください。

(フリガナ)	性別	生年月日	現住所
氏名			
	男・女	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	令和6(2024)年1月1日時点の住所/国名
			電話 ()

【代理申請を行う場合】

代理人	(フリガナ)	本人との関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
	代理人氏名				
			男・女	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 ()
上記の者を代理人と認め、調整給付金(不足額給付分)申請書の提出を委任します。				本人氏名	署名

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

※意図的に虚偽の記載(申請)をした場合は返還を求めるほか、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

提出書類

『調整給付金(不足額給付分) 申請書』(本書類)

※ 必要事項をご記入ください。

☐

誓約・同意事項(表面中段)

☐

申請者(または代理人)の氏名など(裏面上段)

☐

署名(裏面中段)

☐

①『調整給付金の支給確認書の写し(コピー)、支給決定通知書 など』

※令和6年度に給付された調整給付金(当初給付分)の額がわかる資料をご用意ください。

※受給要件に該当せず調整給付金(当初給付分)を受給していないため、上記資料をお持ちでない方は、

令和6年度個人住民税分控除不足額等がわかる資料(以下、②のうちいずれか)をご用意ください。

②『令和6年度分個人住民税の納税通知書、特別徴収税額通知書または所得課税証明書』

※令和6年1月1日以降に国外から転入された方は不要です。

☐

『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』

※ 申請者のマイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険証等の写し(いずれか1つ)を添付してください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。

(チェック漏れや提出書類の不備がある場合、確認書の送付ができません。)

本人確認書類等貼付用紙

本人（代理人）確認書類

※マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険証等の写し（いずれか1つ）

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付